

7) 生活福祉資金貸付
生活福祉資金の貸付を受けるには

対象者：(低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯)

相談・申請窓口	小諸市社会福祉協議会 TEL 0267-25-7337			
内容	次のとおり、各種資金の貸付制度があります (資金の種類により要件が異なります。また、審査があります) 【令和8年1月現在】			
資金の種類	内容	貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉資金(福祉費)	生業費	生業を営むために必要な経費 460万円	貸付日から6ヶ月以内(分割送金の場合は最終貸付日から6ヶ月以内)	20年
	技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 技能習得期間 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		8年
	技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費 50万円		3年
	住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅譲り受け経費 250万円		7年
	住居転宅費 住居整備費	住居の移転に関する経費 給排水設備等の設置経費 50万円		3年
	福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費 170万円		8年
	自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費 250万円		8年
	療養費	負傷・疾病の療養費(移送経費等付随経費含む)及び療養期間中の生計費 療養期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円		5年
	福祉サービス費	介護・障害者サービス等の経費(介護保険料を含む)及び期間中の生計費 福祉サービス期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円		5年
	災害援護費	災害を受け臨時に必要な経費 150万円		7年
	冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費 50万円		3年
	残留邦人年金費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 513.6万円		10年
	その他臨時経費	燃料費、修学旅行・帰省費、年金掛金 50万円		3年
(1)貸付利子は、資金の種類によって異なります (2)上記の他に「教育支援資金」等があります				